

「大東亜国際法」理論

——日本における近代国際法受容の帰結*——

明 石 欽 司

序論・問題の所在

第一章 「大東亜国際法」理論の紹介

第一節 「大東亜国際法」の登場と消滅

第二節 「大東亜国際法」を巡る諸論考

第二章 「大東亜国際法」の理論的特質

第一節 「大東亜共栄圏」及び「指導国」の観念

(一) 「大東亜共栄圏」の観念

(二) 「指導国」の観念

第二節 近代国際法上の諸原則との関係

第三章 「大東亜国際法」の方法論

第一節 研究及び解釈の方法

第二節 国際法認識論

(一) 松下正壽の国際法認識論と「大東亜国際法」…「主体性論」

論

(二) 田畑茂二郎の国際法認識論と「大東亜国際法」…根本

的法理念の転換

(二) 安井郁による「国際法階層理論」の紹介

結論…「大東亜国際法」理論が日本の近代国際法受容過程の中

で意味する事柄

序論…問題の所在

本稿では、「大東亜国際法」理論の紹介と共に、若干の検討が行われる。同理論は、一九四〇年代前半に、日本の国際法学（会）を席巻し、敗戦と共に学界において論じられることはなくなった独得の国際法理論である。

大東亜国際法理論は、日本における国際法（学）の歴史を巡る諸論考の中でさえも長きにわたり考察対象とされることはなく、それどころか言及すらされなかった。⁽¹⁾ その原因としては、藤田久一が指摘しているように、「戦後の国際法学の発端はまず太平洋戦争をめぐる日本ないしその指導者の態度や行動の法的分析と批判から始められるべきであった」にも拘らず、そのような研究が殆どなされないままであったという、研究姿勢の問題点が挙げられよう。しかし、そればかりではなく、「日本における国際法学の発展」という問題関心からするならば、「大東亜国際法に関する諸論考が」モンロー主義や米州国際法の研究にとにかくはいるものは別として、昭和戦後期の国際法研究につながってもいない」⁽²⁾（「内は明石。以下同様。」とする意識も重要な原因であったと考えられる。

大東亜国際法理論に関する言及が国際法関係の論考の中で散見されるようになるのは、一九七〇年代末になってからのことと思われる。即ち、一九七八年に祖川武夫及び松田竹男が戦間期の日本の国際法学に関する論考の中で同理論について触れ、⁽⁴⁾ また、八六年に大沼保昭が第二次世界大戦前の日本における国際法研究の通史的記述の中で同理論に関連する言及をするなどしている。⁽⁵⁾ このような状況にあって、松井芳郎は大東亜共栄圏やそれを巡る国際法上の問題への関心を継続し、七九年に「日本軍国主義の国際法論」を、そして、二〇〇四年に「グローバル化する世界における『普遍』と『地域』」と題する論考を発表した。彼は、前者において、「満州事変」への対応を中心とする日本の国際法理論の展開を論じつつ、大東亜国際法理論の「前史」を描き出し、⁽⁶⁾ 後者におい

て、「すぐれて現代的な現象に見えるグローバリゼーション」を「普遍主義」として捉え、それへの批判として「地域主義」を理解した上で、「大東亜共栄圏」を「普遍主義に対する地域主義」として論じ、その中で大東亜国際法に関する記述のために、一節を設けている。⁽⁷⁾（これらの諸論考に並行して、日本の政治（思想）史研究者の論考の中にも、同理論を考察するものが登場している。⁽⁸⁾）

以上のような若干の先行研究の存在を前提として、本稿で筆者（明石）が大東亜国際法理論を扱うことの目的は、同理論の内容を具体的に理解し、それを日本における近代国際法の受容過程の中で評価することにある。（したがって、本稿の主要課題は、第二次世界大戦中の日本における国際法学者の活動とその結末の紹介ではない。そのような議論は「知識人と戦争」というような枠組の中での批判の展開となりがちであろう。）

幕末・維新时期以降の日本における近代国際法の受容過程については、既に或る程度の先行研究の蓄積が存在する。⁽⁹⁾ それらの中で、近代国際法受容過程の最初期（幕末・維新时期）における日本人の国際法観念を巡る見解の対立、即ち、当時の日本人が国際法を「宇大の公法」というような何らかの自然的観念として理解したとする見解と実定国際法の具体的規範の理解（更には、適用）に努めたとする見解の対立は存在するものの、開国期以降、特に、日清・日露戦争の過程において示されたように、（少なくとも表面上は）⁽¹⁰⁾ 近代国際法遵守という日本の態度は一貫していたとする点では、見解の一致が見られる。しかし、このような日本の国際法遵守の姿勢は、日中戦争及び第二次世界大戦の中で一八〇度の転換とも言うべき事態を迎えるとされる。即ち、「満州事変」を契機とする国際連盟からの脱退、戦争遂行過程での「国際法違反」とされる日本（軍）の行為の頻発、そしてそれらの行為の「平和に対する罪」・「人道に対する罪」等々の名のもとでの断罪である。⁽¹¹⁾

ここで問題となる事柄は、このような「転換」が当時の日本の学界において自覚されていたのか、また、それが日本における近代国際法の受容過程の中でどのように評価されるかといった点である。これらの点について、

先行研究では必ずしも意識されていないように思われる。そこで、本稿では、これらの点についての考察を行う際に重要な前提を提供するものとして大東亜国際法理論に注目する。そして、その背景には、前述の理論的継受（継続性）という観点からのみ歴史研究を行うことへの危惧の念がある。或る学問分野の歴史において継受されない理論には研究の必要性が認められないとされるならば、当該理論が対象とした事象を含む当該分野の歴史的全体像を把握することが不可能となるという点で問題が発生する。日本における近代国際法受容過程の全体像を理解するためには、その重大な帰結の一つであったと考えられる日中戦争・第二次世界大戦期の日本の国際法学の実態を把握することが必要となる筈なのである。

以上のような認識の下で、本稿では大東亜国際法理論について、先ず、その登場の背景と概要が紹介され（第一章）、次に、近代国際法理論との相異という観点からの理論的特質が論じられ（第二章）、更に、方法論的特質について紹介される（第三章）。そして、以上の紹介と検討の結果を踏まえて、同理論が日本の近代国際法受容過程において意味する事柄が考察されるであろう（結論）。

第一章 「大東亜国際法」理論の紹介

第一節 「大東亜国際法」の登場と消滅

「大東亜国際法」という観念は、「大東亜共栄圏」¹²⁾に妥当する独自の法観念やその論理を指している。

周知の如く、大東亜共栄圏とは日中戦争・太平洋戦争の遂行過程で提起された観念である。¹³⁾この言葉自体は、一九三九年一月・一二月に近衛文磨首相の声明及び談話という形式で「東亜新秩序の建設」が発表され、¹⁴⁾その翌年七月二六日に閣議決定された「基本国策要綱」において「皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トス

ル大東亜ノ新秩序ヲ建設スル⁽¹⁵⁾」との「根本方針」が示された後に、同(四〇)年八月一日の松岡洋右外相の談話で初めて明示的に使用されたものとされている。⁽¹⁶⁾その後、一九四三年一月五・六日に開催された「大東亜会議」において「大東亜共同宣言」⁽¹⁷⁾が採択され、また、大東亜共栄圏に関連する条約や文書が作成されている。⁽¹⁸⁾

大東亜共栄圏を巡るこのような政治的展開に応ずるかたちで、それに伴う法的諸問題が学界で論じられるようになる。そして、日本の国際法学会は、時局に対応するため自らの組織変更を行い、「財団法人国際法学会」として新たな研究体制を創出した。⁽¹⁹⁾その間の事情と新体制については、国際法学会理事長山田三良による説明や比較的近年の論考⁽²¹⁾によりある程度明らかにされている。ここでは、この組織変更により、新たに大東亜共栄圏建設に伴って発生する諸種の問題に関して、「全国の学者及び実家を総動員して共同調査研究を行ひ、内は以て大東亜新秩序の国際法体制化を促進し、外は以て世界新秩序の確立並に世界国際法の改善に貢献せんこと」が企図され、「東亜新秩序委員会(委員長・山川端夫博士)・東亜国際法委員会(委員長・長岡春一博士)・戦時国際法委員会(委員長・立作太郎博士)及び時局問題特別委員会(委員長・松田道一博士)」⁽²²⁾が設置されたことのみを指摘してきた。⁽²³⁾

大東亜国際法理論に関する具体的成果が多数登場するのは、四二・四三年頃のことである。特に、「大東亜国際法叢書」は一・二巻ものの刊行が予定され(実際に公刊が確認されたものは四巻)、その執筆陣も当時の学会活動の中心にあったと思われる人々が占めている。⁽²³⁾また、国際法学会内に設置された前記の各委員会の活動内容は、『国際法外交雑誌』の「会報」欄に、同誌が事実上休刊する第四四巻(一九四五年)一号まで掲載され続けた。そして、終戦と共に、少なくとも国際法に関する学術文献の中では、大東亜国際法は議論の対象として登場することとはなくなってしまうのである。

第二節 「大東亜国際法」を巡る諸論考

既に触れたように、一九四〇年代前半には大東亜国際法に関わる多数の論考が発表されており、一九四九年に出版された国際法関係邦語文献の目録である『国際法及国際私法論題彙輯』⁽²⁴⁾中の「共栄圏」の項目所収の論文数だけでも七〇を超えている。

また、「大東亜国際法叢書」中に「米州広域国際法」及び「欧州広域国際法」を主題とする著作が含まれていることから理解されるように、大東亜国際法理論は、「広域国際法」理論に関連し、「モンロー主義」やシュミット (Carl Schmitt) の「広域 (圏)」(Grossraum) 理論⁽²⁵⁾からの大きな影響を受けている。(『国際法及国際私法論題彙輯』では、「モンロー主義」や「門戸開放及機会均等主義」については、別項目で扱われており、各々五〇編以上及び四〇編以上の論考が挙げられている。) また、シュミット以前の「ナチス国際法」理論との関連性も問題となる。しかし、紙幅の制約上、それらを本稿の考察対象とすることはできず、以下では、直接に大東亜国際法を主題としたと判断される著作のみを紹介・検討するに止めることとし、本節では、大東亜国際法理論に関して比較的活動な執筆活動を行った研究者を紹介しておきたい。

大東亜国際法の一連の理論構築作業の中で、極めて重要な役割を果たしたと思われる研究者は、松下正壽(立教大学教授)である。松下は雑誌掲載論文として、「大東亜国際法の基本問題」⁽²⁷⁾、「大東亜独立国の法理的構成」⁽²⁸⁾等を執筆している他、単行書として『大東亜国際法の諸問題』⁽²⁹⁾と「大東亜国際法叢書」に収められた『米州広域国際法の基礎理念』⁽³⁰⁾を公刊している。

松下と並んで、大平善梧(東京商科大学教授)も大東亜国際法を巡り活発に活動し、「大東亜共栄圏建設と支那問題」⁽³¹⁾、「佐藤信淵の広域思想」⁽³²⁾、「大東亜宣言における自主独立の原則」⁽³³⁾、「大東亜宣言の基本精神」⁽³⁴⁾、そして「大東亜国際法叢書」に収められた『支那の航行権問題』⁽³⁵⁾等々を上梓している。また、前原光雄(慶應義塾大学教授)

は「大東亜共栄圏の法的構成における現段階」⁽³⁶⁾、「広域圏とモンロー主義」⁽³⁷⁾、「指導国概念の国際法的構成」⁽³⁸⁾等の論考を公表している。

以上の他にも、「大東亜国際法叢書」の第一巻『欧州広域国際法の基礎理念』⁽³⁹⁾を担当した安井郁（東京帝国大学教授）、同じく第三巻『日本の在華治外法権』⁽⁴⁰⁾を執筆した英修道（慶應義塾大学教授）、更に「大東亜法秩序の基本構造」⁽⁴¹⁾において当時としてはかなり詳細な議論を展開した小野清一郎（東京帝国大学教授）、後に紹介する「東亜共栄圏国際法への道」⁽⁴²⁾を公表した田畑茂二郎（京都帝国大学助教授）等々が、大東亜国際法理論の構築に直接的に携わった主要な研究者として挙げられる。

第二章 「大東亜国際法」の理論的特質

「大東亜国際法」とはいかなる理論であつたのであろうか。以下では、同理論の理解の鍵となると思われる、同理論が適用される空間的範囲である「大東亜共栄圏」とそこにおける秩序に関わる「指導国」の観念、同理論と近代国際法における原則（特に、国家平等原則）との関係、そして同理論の方法論的特質という三点について紹介・検討することとしたい。但し、方法論的特質については、若干詳細に紹介するため、次章において論ずる。尚、注意しておきたいことは、大東亜国際法理論がその当時にあつても実定法ではないことは各論者により意識されており⁽⁴³⁾、また、彼等の各所論を体系的に捉え得るような統一的な理論が存在したのではない点である。それでも、その差異をも含めて、或る程度の観念の一致が見出される部分が以下では描き出されるであろう。

第一節 「大東亜共栄圏」及び「指導国」の観念

(一) 「大東亜共栄圏」の観念

「大東亜共栄圏⁽⁴⁴⁾」という言葉が提示された過程については既述の通りであるが、それでは、それはどのような観念であつたのであろうか。⁽⁴⁵⁾ 当時のこの問題に関わつた知識人の中には、日本の「家」観念をそこに類推する者も少なくなかつたが、⁽⁴⁶⁾ 国際法学者はそれをどのようなものとして認識したのであろうか。

例えば、大平は、共栄圏を「有機的組織的⁽⁴⁷⁾制度関係」或いは「生命的運命的⁽⁴⁸⁾一体観の下に道義的に結ばれた各国家各民族間の秩序⁽⁴⁸⁾」としている。また、前原は、「東亜諸国及び諸民族の共栄圏の結成は、彼等が生存と発展のために可能なる数種の手段の中から、その一手段として選択した方法ではなくして、彼等は生存を維持し、国家的・民族的榮譽を保持し発展するためには、共栄圏の結成以外の道は残されてゐない」のであり、「これは恰も、個人が孤立的に生存し得ず、人として人間らしい生活を営むためには、相集つて社会を構成せねばならぬと同様である」として、東亜諸国の生存のための「共栄圏結成の必然性⁽⁴⁹⁾」を強調している。同様に、松下は、共栄圏を「諸国家の生存権⁽⁵⁰⁾団体」であり、「一定地域に国をなす諸国家が各々の生存を全うするために構成した運命的結合⁽⁵⁰⁾」とした上で、同盟又は連盟が自由意思により結ばれた国家の団体であり、事情の変化に応じて解消し得る性質のものであるのに対して、「共栄圏は之に反し、自由意志を超越した運命的結合であり」、「構成分子たる諸国家が任意に離脱するといふことは不可能⁽⁵¹⁾」であつて、「若し強ひて離脱するならば、それは自らの生存を失ふ⁽⁵¹⁾」ことになるとする。

このように「共栄圏」という結合を国家の生存のための（或いは、国家の「生存権⁽⁵²⁾」に基く）「運命的・必然的⁽⁵³⁾」なものとする理解を示す論考は他にも存在する。それと同時にこの結合の「必然性⁽⁵³⁾」は、（前述の大平や後述する田畑の論考の中にも登場する）「道義意識⁽⁵⁴⁾」や「東洋倫理観⁽⁵⁴⁾」というような観念により媒介されることが多い。

(二) 「指導国」の観念

以上のように大東亜共栄圏が認識された場合、その内部における国家間秩序はどのようなものとなるのであろう。この問題について、大東亜国際法を巡る諸論考は一つの前提に立っている。それは「指導国」（又は「主導国」）の存在を共栄圏内に認めるというものである。これを前原は、一般的な表現として「世界の各広域圏においては、それ〴〵その指導国を必要とし、指導国の政治的理念が広域圏全体に浸潤し、それによつて広域圏が統一ある一単位として形成せられねばならない」としているが、これは彼の次のような認識に基づくものである。

「共栄圏においては、共栄圏に含まさるべき国家及び民族は、その生存と発展のために、必然的に連帯関係に置かれるものであつて、共栄圏自体が一個の共同体を構成し、この団体内の国家は協力者として存在が認められるのみであつて、対立的意味における国家的存在は否認せられねばならない。このやうな意味において、共栄圏の構成は従来の国家結合とは全く異つた理念の上に基礎を置くものであつて、共栄圏構成員として、この個々の国家は、既存の条約の示唆するところによれば、平等的関係にあらずして、不平等的關係における結合に、向かふべきものであることが推測せられる。」⁽⁵⁶⁾

これに対して、安井はより直接的に「大東亜国際法は共栄圏の指導国であり保障国である我が国の固有の理念によつて支配される」⁽⁵⁷⁾として、アジアにおける指導国が日本であることを議論の前提としている。大平や松下等⁽⁵⁸⁾についても同様である。この点については、田畑茂二郎が「微妙な違い」を示していたとする酒井哲哉の指摘がある。酒井は、田畑における「広域」と「主導国」の関係を、「自然的所与を超えた意味的統一体である広域概念は、民族相互の規範的意識の合致をもたらす客観的価値を定礎するものであり、主導国もまたこの理念の拘束を受ける」として、日本

の「主導国」としての地位が先験的に無前提に承認されるのではないと解している。⁽⁶⁰⁾

第二節 近代国際法上の諸原則との関係

近代国際法は主権国家の平等という原則を基礎として理論構築されてきた。この原則は「主権」観念が有する最高性・絶対性からの理論的帰結として承認されるものである。これに対して、前節で確認されたように、大東亜国際法理論は共栄圏内における「指導国」の存在を肯定することから、この原則に抵触することになる。この点について大東亜国際法論者はどのような論理を展開したのであろうか。

まず、主権観念それ自体については、何れの論者によっても否定されてはいない。(但し、主権観念のより具体的な意義については、論者によって差異が見られる。それでも、「国家は其の領域内に於て絶対的権力を享有するといふ思想は今尚確固たる法意識であつて学説の如何に拘らず動かすべからざるところ」⁽⁶¹⁾という合意はあるものと思われる。)また、一九四〇年六月一二日の日・タイ間条約(第一条)、同年十一月三〇日の日華基本条約(第一条)、同日の日・満・華共同宣言(第一条)等において「相互ニ其ノ主権及領土ヲ尊重」する旨が規定されており、当時の条約上も共栄圏内諸国の主権は確認されている。⁽⁶²⁾

主権観念を認めた上で、指導国の存在と近代国際法理論との整合性を確保するための論理としては、指導国と他の(被指導)国を法的には平等であるが、前者が後者に対して事実上の指導を行うとの論理が考えられる。実際に、この論理は、前原の一九四〇年の論文の中で、戦後世界秩序の形態についての展望との関連において提示されている。即ち、前原は、「指導国の過度の優越は他の組成国の政治的不満を醸成し、広域圏崩壊の原因となる可能性がある」ために、「指導国の政治的優越性は事実上のものとし、これを組織自体に織り込まないことを賢明な策」としたのである。⁽⁶³⁾

しかし、このような論理を拒絶し、指導国の存在を積極的（或いは法的）に認めようとする論者もいた。例えば、松下は、国家の法的平等と事実上の指導国の存在というような解釈を「極めて安易な解決策」であり、そのような擬制を「有害不必要」として排斥した上で、「国家の生存権が個々の国家の個々の価値によって根拠づけられ、国家の承認が個々の国家の個々の能力によつて具体的になさるべきものとすれば指導国と被指導国とがその法律上の地位を異にするべきは当然である」とする。⁶⁴ また、田畑は、「国家は国家なるが故に生れ乍らにして平等であるとする絶対的平等の原則」が「何等かの価値基準に基づいて認められたものではなく」、「事実上の不平等を一層助長する結果となる」ことを指摘し、大東亜共栄圏においては、そのような「形式的な過去の国家平等の原則が認められないことはいふまでもない」とするのである。⁶⁵

第三章 「大東亜国際法」の方法論

第一節 研究及び解釈の方法

本稿において「方法論」とは二つの側面を有する。それは、研究及び解釈の方法という側面、より具体的には、（法）実証主義的か否かという側面と、国際法をどのように認識するかという側面、より具体的には、実定国際法のみを認識の対象とするか否かという側面である。

大東亜国際法の研究及び解釈方法という側面の理解のために、「大東亜国際法叢書」第一巻の「序」において安井が述べている事柄が参考になる。

「直接に大東亜国際法に関係する研究には二つの側面がある。その一つは旧秩序における東亜国際法の批判である。

従来の世界は欧州的世界であつたと言はれてゐる。東亜はその世界の周辺ともいふべき地位にあつた。旧秩序における東亜国際法もまたその観点より形成されてゐる。それは不平等条約の諸相に最もよく現れてゐる。我が国はこの意味における東亜国際法から先づ自己を解放したが、今や更に大東亜の全民族の解放に向かつて進まうとしてゐる。そのためには旧秩序における東亜国際法を徹底的に批判せねばならぬ。「原文改行」欧州の世界より解放された新秩序において大東亜は我が国を中心とする独立の共栄圏として存在する。大東亜国際法はこの共栄圏の対外関係及び対内関係を規律する法として新しく形成される。この大東亜国際法は共栄圏の指導国であり保障国である我が国の固有の理念によつて支配されるとともに、大東亜及びそれをめぐる世界の現実によつて制約される。この理念と現実との交錯によつて大東亜国際法の歴史的な形態が決定されるのである。⁽⁶⁶⁾

即ち、安井は、東亜に適用されてきた近代国際法規範の批判と新たな「大東亜国際法」理論の構築を研究の目標とすると宣言している。また、「大東亜国際法叢書」第四巻を担当した大平は、その冒頭部分で、「国際法学会の東亜国際法委員会が成立して、その活動を開始したのは昨「一九四二」年の春」のことであり、「実証的研究の対象として、先づ支那問題が選ばれ、租界・治外法権・内河航行権の三項目が取上げられた」⁽⁶⁷⁾と述べている。ここでは、現状（安井の言葉によれば「旧秩序における東亜国際法」）に対する批判のための実証的研究を国際法学会が志向していたことが理解されるのである。

このような実証主義志向は、大東亜国際法を巡る諸論考の実際の理論展開の中で容易に見出される。例えば、前原が一九四二年の論文において行っていることは、実定法としての条約の解釈論である。⁽⁶⁸⁾また、大平が複数の論考において拘泥している事柄は、結局のところ、「大東亜共同宣言の法律性」⁽⁶⁹⁾や個々の文言の解釈⁽⁷⁰⁾といった、近代国際法学における解釈論が対象とする問題それ自体である。これらの事実は、大東亜国際法理論が、近代国際法の批判という段階においては、近代国際法学において一般に受容されてきた研究及び解釈方法を採用したこ

とを示していると言えよう。

第二節 国際法認識論

次に、安井のいう第二の側面、即ち、「大東亜国際法」理論の構築という側面において、方法論はどのようなものとなったのであろうか。この点について、川上敬逸（関西大学教授）は、それらが「合、現行国際法的な立場と反、現行国際法的な立場」「傍点は原文」という「根本的に全然相異なる立場と方法とによつて志向せられてゐる」という当時の状況を指摘している。⁽⁷¹⁾確かにそのような傾向は看取され、特に、明白に国家主義に直結した立場をとると思われる論者の中に「反現行国際法的な立場」が目立つ。⁽⁷²⁾しかし、「合現行国際法的な立場」をとる論者であっても、（川上自身が「共栄圈国際法」を国際法秩序に導入していることから理解されるように）当時の実定国際法秩序とは異なる秩序を構想していることには相異はない。以下本節では、国際法認識論としての大東亜理論の特質を明示していると判断される、松下正壽、田畑茂二郎及び安井郁の所論を紹介することとしたい。

（一）松下正壽の国際法認識論と「大東亜国際法」…「主体性論」

松下は、大東亜国際法理論の構築に当たり、「従来の国際法は欧米中心の国際法であるから其れを抛棄して全然新たな国際法を樹立せよ」という見解に対して、国際法は「人類の法意識を支配する規範として実在」しているのであるから、それを「抛棄」することは自らの法意識を抛棄することであり、「思想的敗戦主義」であるとする。（松下は、この「思想的敗戦主義」を「大東亜国際法定立途上に横はる第一にして最大の障碍」とする。）⁽⁷³⁾その結果、彼は国際法の絶対的な遵守を説くのである。

しかし、松下のいう「国際法」とは何なのであろうか。彼は、次のように述べることによって、従来の国際法

を外国が理解した「国際法観」とし、「真の国際法」との峻別を説く。(松下は、両者の混同を「大東亜国際法定立途上に横はる第二の障碍」とする。)

「国際法は空虚なる理論の総和ではなく、実行意思のロゴスの顕現である。其れはロゴスの顕現なるが故に普遍妥当性を要求する。併し其れは実行意思なるが故に国家の主体性を前提とする。世界は実在する。併し世界は自らを語ることは出来ない。世界を語り、世界を解釈し、具体的世界を提供するものは最高の意思主体たる国家である。故に日本の主体性に立脚し、それを前提とせざる国際法は真の国際法ではあり得ない。其れは外国の理解したる『国際法観』として我の立場より批判し、又は参考とすべきもの、即ち国際法の素材としての価値は有するであらう。併し、我々の立場より見た真の国際法は我国の実行意思ロゴスの顕現以外のものではあり得ないのである。真の国際法と外国の理解したる『国際法観』右二者の混同は我国に於ては余りにも支配的であつた。」〔傍点は原文〕⁽⁷⁴⁾

このように松下は、「真の国際法」の前提に「国家の主体性」を置く。そして、「大東亜国際法の定立とは決して新たに抽象的理論を打ち建てることではなく、客観的、歴史的に、与へられたる国際法を主体的に把握することである」と断言するのである。⁽⁷⁵⁾(本稿では、このような松下の国際法認識を「主体性論」とする。)

それでは、「真の国際法」はどのようにして具体的に表明されるのであろうか。この点について、「真の国際法」を「国家が主体的立場に立つて其れを遵守し、其れを強制すべく自己の運命を賭するもの」としている。⁽⁷⁷⁾そして、主権・生存権・平等権等々の国際法の基本原則について、主体性論の立場からの觀念の再構成を試みるのである。ここでは「共栄圏」觀念の中核に存在すると判断される生存権を例に採り、主体性論の立場からの解釈を示すこととする。

松下は「権利は客観的、具体的であるか、又は非存在」であつて、「主観的、抽象的権利といふものはあり得

ない筈である」との前提に立ち、生存権の具体的表徴を次のように説明する。「『我は汝の生存権を認める』といふ言葉は生存権を認めたことを意味しない。意思表示は実効的でなくてはならない。『我は汝の生存権を認める』といふことの真意は『我は汝の生存権のために戦ふ』ことを意味する。然らざる場合其れは虚偽である。」「ここから、ドイツによるチェコ併合とスロバキア保護国化の際の連盟国（特に、英国）の「驚愕狼狽」を指摘しつつ、連盟規約第一〇条中の「現在ノ政治的独立」の尊重という規定は「国際法上の権利を認めたものと看做すことは出来ない」とする。逆に「群疑を排して」の日本の満州国承認（一九三二年九月一日）は、満州国の独立を否認するリットン報告の採択に対して連盟脱退を敢行したように「国運を賭して満州国の生存権を支持した」のであり「生存権の承認とはかくの如きことを意味する」と、松下は主張するのである。⁽⁷⁸⁾

（二） 田畑茂二郎の国際法認識論と「大東亜国際法」…根本的法理念の転換

田畑は、先ず、「大東亜国際法乃至は東亜共栄圏国際法樹立」に際して、これまで「さうした新しい国際法の必要が之までたゞ観念的にのみ主張せられてゐたこと、それと同時に学界の一般的な傾向が国際法の転換の必要を感じる理論的な準備を欠いてゐたこと」を指摘する。その上で、「新しい秩序を観念する」ことは、「常に過去を否定的に媒介したものでなければならず、その否定の契機は過去の秩序の深い分析の中に見出されなければならない」こと、そして「東亜に於ける新しい国際法の形成を語らふとする為には、その前に過去の国際関係を規整してゐた近代国際法の諸原則が何故に自らを壊体し新しい秩序を要求しなければならなかつたのかの必然的な理由を充分明らかにすることが必要」であると主張する。何故ならば、「過去の国際法秩序の分析を前提とすることなしに単なる観念的な構想としてのみ共栄圏国際法が語られるかぎり、それを肯定するか否かはもはや理論の問題ではなく、単なる信仰告白の問題であり、そこに活発な論議の行はれる余地はなくなる」からである。⁽⁷⁹⁾

以上のような認識のもとで、田畑はどのようにして大東亜国際法理論を構築しようとするのであろうか。彼は、単純に東アジア地域に固有の国際法の存在を主張することは国家の合意を前提とする近代国際法理論の枠内で立論可能である、と考える。それは、「国家の絶対的排他的支配を認める領域に関する過去の一般原則が東亜の現実に照して不当であるとしても、たゞそれだけであるならば、それを適当に修正するが如き特別国際法を形成すればいい、訳であり、このことは近代国際法の根本的な立前と矛盾することなく、その論理の埒内に於て充分可能なこと」だからである⁽⁸⁰⁾。

そうであるならば、殊更に「大東亜国際法」を論ずる価値はないことになるであろう。この疑念に対して、田畑は次のように答える。「今後の東亜諸国家の関係を規整すべき国際法は既成の国際法が東亜の特殊性に應じて単に形態的な変容を遂げたといふが如きものではなく、そこには、もはや単純に一般国際法に対する特別国際法といふが如く既成の国際法と同一の次元に於て語ることを許さない。その根底に於て全く異つた、法的理念の完全な転換が見られなければならないからである」⁽⁸¹⁾。

つまり、田畑は、大東亜国際法理論の構築に際しての東アジア地域における「根本的法理念の転換」の必要性を説くのである。それでは、転換されるべき「近代国際法の根本的法理念」、そして転換後の「大東亜国際法の根本的法理念」とは何なのであろうか。

前者について田畑は、国家意思の自由を前提とし、国家意思の合致に国際法関係の成立を認めるというものであるとする。その結果、合意形成の基盤や条約の内容の如何を問わず、「すべては抽象的な国家合意として均しなみに理解される」こととなるのである⁽⁸²⁾。また、近代国際法における国家観念の「抽象性」を最も明白に表すものとして「国家平等の原則」が挙げられるが、田畑は、既述のように、この原則を「事実上の不平等を一層助長する結果となる」として否定するのである。

以上の事柄を踏まえて、田畑は、「近代国際法の根本的法理念」が「東亜共栄圏諸国家の間には適用されえないこと、さうした理念に基くものとして今後の共栄圏諸国家の法関係を見て行つてはならないことは多く云ふまでもなく明瞭であらう」とする。⁽⁸³⁾

それでは、後者、即ち、大東亜国際法の根本的法理念とはどのようなものであろうか。田畑はこれについて、次のように論じている。「共栄圏諸国家の法関係は、もはや近代国際法が予想するが如き、客観的な価値と無関係に当事国の自由なる意思の合致のみによつて形成せられうるが如きものであつてはならない」のであり、「それは、共栄圏諸国家がその相互の運命的つながりを充分自覚しつゝ、大東亜共同宣言の冒頭に掲げられた如き万邦共栄の大らかな大理想を実現せんとする共通の道義意識に基づいて形成し行くべきものであつて、さうした道義意識と無関係に、当事国の同意さへあれば如何なる内容の法関係が形成せられてもいゝといふが如きものでは決してないのである」⁽⁸⁴⁾。つまり、当事国の意思の合致に加えて、「共通の道義意識」が大東亜国際法の根本理念であると田畑は主張しているものと解されるのである。

(三) 安井郁による「国際法階層理論」の紹介

安井の大東亜国際法理論における方法論の前提には、「従来一般国際法と特別国際法との関係が問題となるとき、一般国際法の妥当性は当然のものとして前提され、それに対して特別国際法はその法としての存在を否認されるか、又は一般国際法と矛盾せぬ限りにおいてその存在を容認されるのが普通であつたが、今や一般国際法そのものの妥当性が再検討される」という理解が存在する。そして、「その一般国際法に対立するものは、最早いはゆる特別国際法ではなく、広域国際法である」と彼は主張する。⁽⁸⁵⁾

このような前提に立ちつつ、安井は「国際法階層理論」とでも称すべきドイツの理論⁽⁸⁶⁾を紹介している。同理論

は安井が担当した「大東亜国際法叢書」第一巻（『欧州広域国際法の基礎理念』）に言わば「附録」として付された「民族社会主義の国際法思想」⁽⁸⁷⁾の中で論じられているが、これはギーゼ (F. Giese) とメンツェル (E. Menzel) の論考⁽⁸⁸⁾の紹介という体裁がとられている。

この紹介では、「法実証主義と新自然法思想」と題された一節において、先ず、「国際法思想は従来一般に実証主義の束縛を受けてゐた」ことが指摘されている。そして、それに対する反省から「新しい考察方法」が生み出されたとされ、更に、その考察方法の展開の経緯が「過去の実証主義」・「現代の新自然法思想」・「国際憲法」という区分に従つて説明されている。

「過去の実証主義」とは「十九世紀の所産にほかならぬ」ものであり、「簡明に表現すれば、法は『在る』ものではなく、『作られる』もの」であつて、この実証主義の思惟過程は「徹底的に主義主義的な法概念に到達する」とされている。⁽⁸⁹⁾また、この「法的主意主義」が国際法にも導入され、「制定法規範として現実に現れたもののみが国際法と看做される」に至り、更には「全国国際法は結局条約法にほかならぬ」との見解までが生じたとされる。そして、このような実証主義理論に対する批判者としてブライアリー (J. L. Briery) が挙げられ、「国際法は『合意は遵守せらるべし』という命題に基づき合意の締結のみによつて成立する」という「根本命題を」「一切の法の拘束力の究極の根拠」と認める（「特に純粹法学はそれを根本規範にまで高める」）ことについて、「この根本命題そのものの妥当性の根拠を明らかにせずして單純にそれに依存することは許され」ず、「国際法を全く異なる方法及び法哲學的基礎に従つて再編成すること」を彼が主張しているとされる。⁽⁹⁰⁾

「現代の新自然法思想」に関しては、過去の自然法とは「殆んど何物をも共有しないこと」を前提としつつ、英・仏・独三国各々における「新自然法思想」が紹介・批評されるが、その中心はドイツ、それもディーツェ (H.-H. Dietze) 及びフェアドロス (A. von Verdross) の理論にある。

ディーツェは、社会学的見地に立ち、「一切の状態はその自然法を内に有して」おり、「いづれの社会秩序の根底にも一つの自然法がある」と主張し、また、フェアドロスは、法の一般原則を重視し、「国際法も他の総ての法と同様に恣意的に定立されるものではなく、国際結合体の本質——構成員の法意識に現れる国際結合体の本質——に基づく」のであり、「一切の法を把握する現実的な国際法理論は自然法を基礎としてのみ可能である」と主張するとされる⁽⁹¹⁾。続いて、両者が「一切の秩序が——従つて国際法秩序も——その性格を形成する特定の原理を固有してゐる」との確信を共有していることが指摘され、この「秩序観念」（それは、「極端な法実証主義」（純粹法学）が考えたような法学的考察の必要のない社会学的法則性に過ぎないものではないとされる）が「国際法集合体の共同体的乃至利益体的構成」をも基礎づけるとされるのである⁽⁹²⁾。

このような「新自然法」の内容が、「国家的・民族的生活統一体の並存及び共存に対する根本規範」を構成するとされる。そして、その点で「新自然法」というよりも「『国際憲法』の萌芽」と呼ぶのが適當であるとされるのである⁽⁹³⁾。

この「国際憲法」という観念を巡つては、対立があることが最初に指摘されている。即ち、「他国の国際法思想は特に西欧諸国において有力な国際連盟思想のために国際連盟の成文法のみを国際憲法と考へ」、「非実証主義的秩序もまた国際憲法たり得ることはそれらの国際法思想の理解し得ない」のであり、「このやうな見解にドイツの理論が精密且明快な体系を以て対抗するのは必要なことである」とされる。その上で、国際憲法の出発点となるものが、国家にも“*vivere in societate*”の原則が妥当するという認識であるとし、更に次のように論じられる。

「国家は孤立して存在するものではなく、相互の間に不斷の關係を保つものである。しかもこの共存は自由意思によ

るものではなく、必然のものである。恰も個人がその民族・国家共同体から離脱し得ないやうに、国家も相互の間において共同生活を拒否し得ないのである。それらの国家は一つの結合体を組織する。それが即ち広義における国際法共同体である。この国際法共同体の基本的構成を規定する法規範の総体が——そしてこれのみが——国際憲法を形成する。これらの法規範は価値に関係なきものである。⁽⁹⁴⁾

また、「法的一般原則は国際憲法の一部を成すものではない」ことに注意が向けられる。なぜならば、法的一般原則は前述の国際法共同体の基本的構成に関係しないからである。⁽⁹⁵⁾

このように考えた場合、国際法には次のような規範の階層性（安井は「規範の段階」とする。）が存在することになる。即ち、「最高位にあるものは国際憲法であり、それに次ぐものは法的一般原則と通常の条約及び慣習法である。」そして、このような規範の階層性がもたらす論理的帰結として、「不文国際憲法は一切の条約法及び慣習法に意義及び方向を与えるものであり、実定法は結局これによつて初めて妥当根拠を得るのであるから、場合によつては特別国際法（強制的平和条約！）が国際憲法の示す国際法秩序に衝突し、そのために無効となることもあり得る」ことになる。そして「西欧民主主義の政治的に制約された国際憲法概念に対して事実のみに関係する国際憲法概念を提起することに成功すれば、民族社会主義国際法思想は国際法の発展に対して実践的にも理論的にも偉大な貢献をなすであらう」とされているのである。⁽⁹⁶⁾

結論…「大東亜国際法」理論が日本の近代国際法受容過程の中で意味する事柄

以上、本稿においては「大東亜国際法」理論の若干の側面についての紹介と検討が行われた。本稿で紹介され

た個別の論考及び論点に対する批判を展開することは容易である。例えば、松下の国際法認識論を巡っては、「大東亜の主体性」や「運命的結合」についての本質的な説明は行われていない点、また、国家の「主体性」を強調しながら、大東亜の「運命的結合」は自由意思による解消は不可能とされていることから、個別国家の「意思」の位置付けが曖昧である点が問題となる。また、現状批判のための（近代国際法学の枠内での）実証的研究を志向しながらも、近代国際法理論の批判という段階になると、例えば、田畑が「国際法の原理的転換」を「法理念の転換」に求め、その理念を「道義意識」としている点で、もはや法実証主義的な近代国際法理解を超越している点をどのように説明するべきかという観点からの批判も可能であろう。

しかし、理論の提示から六〇年以上の時間を経た現在の視点からこのような批判を積み重ねることは、不毛な作業であろう。また、全く異なる時代背景を負い、しかも現在の安全な場所に自己の身を置きながら、知識人の戦争との関わりとその責任を説くことは、ここで行うべきことではないであろう。むしろ、大東亜国際法理論という、日本の国際法学（会）が取り組んだ知的作業を検討することの意義を確認するために、我々は次の諸点に着目すべきであろう。

第一に、単純に国際法の不遵守を唱導するような議論（松下正壽はそれを「思想的敗戦主義」とした。）は、少なくとも本稿において参照された国際法関連の諸論考の中では、殆ど見出されないことが指摘されなければならない⁹⁷⁾。

第二に、（第一点にも拘らず）大東亜国際法理論は、国際社会全体に妥当する「国際法」は単一であるとする普遍的（二元的）国際法観念に対する異議申し立てとしての性格を帯びている。その中核にあるものは、地域的な国際法秩序であり、しかもそれは、近代国際法理論における一般国際法と特別国際法との関係における特別国際法ではない、独特な「広域国際法」という秩序である。

第三に、当時の日本の国際法学者は、そのような地域的な国際的秩序としての大東亜国際法と近代国際法の関係と両者間の相異を認識し、それに対して理論的説明を加え、近代国際法を超越する論理を展開しようとした。そして、その論理構造は、次のようなものであった。即ち、近代国際法理論にも親和的な「国家の生存権」の観念を媒介させて「大東亜共栄圏」の必然性が主張され、それで不十分であると考えられた場合には、「道義」のような観念が正当化根拠として援用されたのである。このような論理構造自体は、近代国際法上の法的紛争における論争の構造に類似したものであった。国際法上の紛争において、一方当事者が援用する実定国際法規範に対して、他方当事者が他の実定国際法規範の援用により反論し、その反論が不十分である場合には、より根本的・原理的な観念を援用した反論が試みられる（その際に援用されるものが、「法的一般原則」や「衡平及び善」、更には或る種の自然法的観念である。）という事態は頻繁に発生する。法的紛争（相異）が存在するときに、既存の実定法（「国家の生存権」）を援用し、それで不十分である場合には必ずしも実定法によらない立論を試みる（「道義」の援用）という点においては、国際法上の紛争一般における論理の展開の構造と大東亜国際法理論の論理構造は、本質的に相異なるものではない。

第四に、大東亜国際法理論には近代国際法が内包した根本的諸問題への取組みという性格が含まれており、それは国際法学上の現代的諸問題に通底し得るものである。即ち、「共栄圏」構想を担う広域（圏）の観念を現代の用語で表現するならば、「地域統合」であり得るし、「国際法階層理論」は強行規範（*ius cogens*）や国連憲章の優位（更には、国際人權規範の階層性）といった現代国際法上の重要問題とその発想において大差はないように思われる。近代国際法が前提としてきた国家平等原則や主権国家の意思の絶対性等に対する異議申立てを現代国際法におけるそれらの諸理論は扱っているのであり、そこで主張されている事柄と六〇年以上も前に行われた異議申立ての内容は強い類似性を示しているのである。⁽⁹⁸⁾

以上の諸点が可能であった要因として、当時の日本の国際法学（者）が近代国際法（学）の論理を熟知していたことを挙げざるを得ない。⁽⁹⁹⁾ そうであるとするならば、日本における近代国際法受容という歴史的過程の中で、大東亜国際法理論の構築は、日本の国際法研究者が、近代国際法（学）の十分な理解の上に、理論的独自性を発揮しようとした試みであったと評価できることになる。我々は大東亜国際法理論を、単なる日本の膨張政策の正当化理論であり、日本の国際法（学）史における異常現象として、無視することは許されないのである。⁽¹⁰⁰⁾

* 本稿における引用文中において、漢字は現代表記へと変更を加えたが、ひらがな及びおくりがなについては原文のままである。また、引用される人物の所属・職位等は当該論考発表当時のものである。

(1) 「大東亜国際法」を歴史的に位置付けた先行研究は、殆ど見出され得ない。日本の国際法受容の歴史について論ずる諸論考（第二次世界大戦後に公開されたもので、同大戦までの時期を扱うもの）の中で次に挙げるものでは大東亜国際法への言及は見られない。SHINOBU, Junpei, “Vicissitude of International Law in the Modern History of Japan”, *Kokusaiho Gaiko Zasshi* (The Journal of International Law and Diplomacy), vol.50 (1951), nr.2, pp.1-39; ITO, Fujio, “One Hundred Years of International Law Studies in Japan”, *Japanese Annual of International Law* (hereafter cited as *JAIL*), vol.13 (1969), pp.19-34; OTSUKA, Hirohiko, “Japan’s Early Encounter with the Concept of the ‘Law of Nations’”, *JAIL*, vol.13 (1969), pp.35-65; YAMAMOTO, Soji, “Japanese Approaches and Attitudes towards International Law”, *JAIL*, vol.34 (1991), pp.115-124.

(2) 藤田久一「戦後国際法学の歩み」『法の科学』第五号（一九七七年）七四—七六頁。

(3) 祖川武夫／松田竹男「戦間期における国際法学」『法律時報』第五〇巻一三三号（一九七八年）六五頁。

(4) 同前、六三—六五頁。

(5) 大沼は次のように論じている。「超国家主義が台頭するに従って、独得な日本の価値に基づく国際法理論の樹立

のための努力が登場したが、それは日本の『大東亜共栄圏』(Japan's "Greater East Asia Coprosperity Sphere")の正当化を求めたのみのものであった。」ONUMA, Yasuaki, "Japanese International Law" in the Prewar Period—Perspectives on the Teaching and Research of International Law in Prewar Japan—, *JAIL*, vol.29 (1986), p.41.

(6) 松井芳郎「日本軍国主義の国際法論——『満州事変』におけるその形成——」東京大学社会科学研究所(編)『戦時日本の法体制(ファシズム期の国家と社会4)』(東京大学出版会、一九七九年)三六一—四〇五頁。

(7) 松井芳郎「グローバル化する世界における『普遍』と『地域』——『大東亜共栄圏』論における普遍主義批判の批判的検討——」『国際法外交雑誌』第一〇二巻(二〇〇四年)五七二—五七八頁。

(8) 竹中佳彦「国際法学者の『戦後構想』——『大東亜国際法』から『国連信仰』へ——」『国際政治』第一〇九号(一九九五年五月)七〇—八三頁・酒井哲哉「戦後外交論における理想主義と現実主義」『国際問題』第四三二号(一九九六年三月)二四—三八頁・同「戦後外交論の形成」北岡伸一／御厨貴(編)『戦争・復興・発展—昭和政治史における権力と構想』(東京大学出版会、二〇〇〇年)一〇六—一六〇頁。

(9) 日本における近代国際法受容過程を巡る論考の概観のために次の文献を見よ。韓相熙「一九世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(一)」『法政研究』(九州大学)七四卷二〇四—二三四頁。更に、以下の拙稿を見よ。「日本の国際法学『対外発信』の一〇〇年——欧文著作公刊活動を題材として」(大沼保昭(編著)『国際社会の法と政治(日本と国際法の一〇〇年 第一巻)』(三省堂、二〇〇一年)二〇七—二二二頁所収: "Japanese 'Acceptance' of the European Law of Nations: A Brief History of International Law in Japan c. 1853-1900"; in M. Stolleis/M. Yanagihara (eds.), *East Asian and European Perspectives on International Law* (Baden-Baden, 2004), pp.1-21.

(10) 一般に抱懷されてきたような日清・日露戦争における日本軍の国際法遵守というイメージが必ずしも史実を正確に反映するものではなく、対外的な「プロパガンダ」が機能した結果であるという点にも注意が払われるべきである。このことについては、前掲拙稿、二二六—二二七頁を見よ。

(11) このような歴史理解は、元来現実主義的な対外的態度を示してきた日本の政策決定者が、一九三〇年代において例外的にイデオロギー化したとする政治史家の評価と一致する。一例として、入江昭『日本の外交』(中央公論新社、

一九六六年）二七—二九、一一九—一二二頁を見よ。また、酒井、前掲「戦後外交論における理想主義と現実主義」、二七—二八頁も見よ。

(12) 「大東亜共栄圏」と同一の観念を指す用語として、論者によって「東亜共栄圏」や単に「共栄圏」等が用いられるが、本稿では、引用部分を除いて、「大東亜共栄圏」を用いる。

(13) 大東亜共栄圏の形成過程については、次の文献を参照した。ピーター・ドウス／小林英夫（編）『帝国という幻想…「大東亜共栄圏」の思想と現実』（青木書店、一九九八年）・イアン・ニッシュ（訳）『戦間期の日本外交』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）・小林英夫『増補版「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』（御茶の水書房、二〇〇六年）。

(14) 一九三九年一月二二日の首相談話（内容的には前月の声明と同一）の内容を要約すると、東亜における、（１）善隣友好、（２）経済提携、（３）共同防共の建設であるとされている。前原光雄「大東亜共栄圏の法的構成における現段階」『国際経済研究』第三卷（一九四二年）一四七頁。また、外務・陸軍・海軍の三大臣が署名した同年一月二八日の「対外施策方針要綱」の「第一 欧州戦争対処方針」の第一項（南方ヲ含ム東亜新秩序ノ建設）や「第三 主要列国ニ対スル施策方針」の第三項（東亜新秩序建設）にも「東亜新秩序」は登場する。（同要綱は、外務省（編）『日本外交年表並主要文書（下）』（原書房、一九六六年）四二—四二四頁所収。）

(15) 「基本国策要綱」は、同前、四三六—四三七頁所収。

(16) 藤井祐介「統治の秘法—文化建設とは何か？」池田浩士（編）『大東亜共栄圏の文化建設』（人文書院、二〇〇七年）三八頁。

(17) 「大東亜会議」の議事録及び「大東亜宣言」に関しては、大東亜省が編纂した『大東亜会議記録』（一九四三年）（慶應義塾大学所蔵）を参照した。また、大東亜会議及び大東亜宣言について、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、一九九六年）一六一—一二三頁、更に、大東亜会議の参加者や運営について、深田祐介『大東亜会議の真実』（PHP研究所、二〇〇四年）も参照した。

(18) 一又は、それら諸条約を一括して「大東亜建設条約」と呼んでいる。それは、「大東亜共栄圏を建設するために締結したる、或は将来更に締結することあるべき条約にして、特に、東洋的道義に則し、且その当事国が大東亜の諸

- 国たるもの」とされている。一又正雄「大東亜建設条約とその国際法史的意義」『法律時報』第一六卷（一九四四年）一号三六頁。
- (19) 「国際法学会改組に関する経過」が『国際法外交雑誌』第四一卷（一九四七年）一号の「会報」欄（八五—八六頁）に掲載されている。
- (20) 「大東亜国際法叢書」各巻の巻頭に付された山田三良「大東亜国際法叢書の発刊に際して」（昭和一七年七月付）。尚、この一文は『国際法外交雑誌』第四一卷に掲載されたものである。
- (21) 竹中、前掲論文、七〇—七四頁。
- (22) 各委員会の構成については、『国際法外交雑誌』第四二巻（一九四三年）五四一—五四七頁（「会報」）を見よ。
- (23) 『国際法外交雑誌』第四二巻（一九四三年）五四八頁（「会報」）。
- (24) 佐藤信太郎（編）『国際法及国際私法論題彙輯』（国際法学会、一九四九年）（非売品）。
- (25) C. Schmitt, *Völkerrechtliche Grossraumordnung mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte: Ein Beitrag zum Reichsbegriff im Völkerrecht* (Berlin/Wien, 1939). 尚、シュミットは日本の「広域（圏）」理論に関する論考を公表している。C. Schmitt, “Grossraum gegen Universalismus”, *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, VI. Jahrgang (1939), S.333-337. (シュミット（長尾龍一（訳））「日本の『アジア・モンロー主義』」長尾龍一（編）『カール・シュミット著作集Ⅱ』（慈学社、二〇〇七年）一一一—一二二頁所収。）
- (26) 例えば、田畑茂二郎「ナチス国際法学の展開とその問題の意義」『外交時報』第九二六号（一九四三年）五一—七頁を見よ。
- (27) 松下正壽「大東亜国際法の基本問題」『外交評論』第二二巻一〇号（一九四二年）二二—三五頁。
- (28) 松下正壽「大東亜独立国の法理的構成」『法律時報』第一六巻（一九四四年）三〇—三五頁。以上の他、松下の次の諸論考も大東亜国際法に関連する。「大東亜共栄圏の法的基礎及構造（東亜新秩序委員会研究報告）」『国際法外交雑誌』第四一卷（一九四七年）一〇三五—一〇三六頁；「政治技術としての国際法」『国際法外交雑誌』第四二巻（一九四八年）五五九—五八八頁。
- (29) 松下正壽『大東亜国際法の諸問題』（日本法理研究会、一九四二年）。

- (30) 松下正壽『米州広域国際法の基礎理念』（大東亜国際法叢書Ⅱ）（有斐閣、一九四二年）。
- (31) 大平善梧「大東亜共栄圏建設と支那問題」『外交時報』第九一一号（第一〇四卷四号）（一九四二年）一六—二〇頁。
- (32) 大平善梧「佐藤信淵の広域思想」『外交時報』第九二八号（第一〇七卷三号）（一九四三年）二三—三五頁。
- (33) 大平善梧「大東亜宣言における自主独立の原則」『外交時報』第九四五号（第一一〇卷二号）（一九四四年）一七—二三頁。
- (34) 大平善梧「大東亜宣言の基本精神（一）（二・完）」（一）『国家試験』第一六卷三号（一九四四年）二七—三四頁、（二・完）同第一六卷四号（一九四四年）三一—三五頁。
- (35) 大平善梧「支那の航行権問題」（大東亜国際法叢書Ⅳ）（有斐閣、一九四三年）。
- (36) 前原、前掲「大東亜共栄圏の法的構成における現段階」、一四五—一四九頁。
- (37) 前原光雄「広域圏とモンロー主義」『外交時報』第八七三号（第九八卷二号）（一九四一年）二五—三五頁。
- (38) 前原光雄「指導国概念の国際法的構成」『外交時報』第八八〇号（第九九卷三号）（一九四一年）一一—一二頁。以上の他、前原光雄「戦後の世界組織」『外交時報』第八六四号（第九六卷五号）（一九四〇年）三八—四七頁、同「戦後の平和機構（東亜新秩序委員会研究報告）」『国際法外交雑誌』第四一卷（一九四二年）一〇三八—一〇三九頁、更には、同「空間と国際法」『国際法外交雑誌』第四一卷（一九四二年）九三七—九七〇頁も見よ。
- (39) 安井郁「欧州広域国際法の基礎理念」（大東亜国際法叢書Ⅰ）（有斐閣、一九四二年）。
- (40) 英修道「日本の在華治外法権」（大東亜国際法叢書Ⅲ）（有斐閣、一九四三年）。本文全一一二頁と資料（日本国及中国間治外法権に関する諸条約をはじめとする一二資料（一一三—一二八頁））から成る。
- (41) 小野清一郎「大東亜法秩序の基本構造（一）（四・完）」『法律時報』第一六卷（一九四四年）二—一〇、一〇六—一五、一七〇—一八二、二三〇—二四〇頁。
- (42) 田畑茂二郎「東亜共栄圏国際法への道」『外交評論』第二三卷一二号（一九四三年）、一〇—二三頁。
- (43) 例えば、松下は以下のように論じている。「大東亜国際法は未だ実定法として定立されてをるのではない。」「大東亜国家は大東亜民族、特に日本国民の道義觀念に基づく法的信念として、大東亜戦争に於て、大東亜戦争の一部と

して戦ひとらるべきものである。」松下、前掲「大東亜国際法の基本問題」、三五頁。

(44) 大東亜共栄圏の地理的範囲やその具体的構成国についてはここでは問題としない。川原はこれを「可変的生成的なもの」であるとし、「現段階」一九四四年に於いては大東亜会議に代表者を送った国家が、国家としての構成員であるといふことができ、「その他にも現に日本によつて直接指導を受けてをる軍政地域」も当然に含まれるとしている。川原次吉郎「大東亜の政治態勢成る」『外交評論』二四卷一号(一九四四年)八頁。

(45) 「大東亜共栄圏」を提唱・唱導した政治家や知識人等の言説については、次の文献を参照した。栄沢幸二「大東亜共栄圏」の思想」『講談社』一九九五年。

(46) 川原次吉郎は、大東亜共栄圏を「『家』的結合関係」として理解し、「大東亜共同宣言に所謂『道義に基く共存共栄の秩序』も、結局において、『家』的秩序といふ意味にとることもできる」としている。(川原次吉郎「大東亜共栄圏の性格」『大東亜共栄圏の政治機構』の研究前論」『国際法外交雑誌』第四三卷(一九四四年)五二〇—五二二頁。)また、藤沢親雄は「大東亜皇化共栄家族圏」という観念を導入している。(藤沢親雄「大東亜皇化共栄家族圏国際法の基礎理念」『法律時報』一四卷(一九四二年)六五—七三頁。)

(47) 大平、前掲「大東亜宣言における自主独立の原則」、二二頁。

(48) 大平、前掲「大東亜宣言の基本精神(二・完)」、三三頁。

(49) 前原、前掲「大東亜共栄圏の法的構成における現段階」、一四五頁。

(50) 松下、前掲「大東亜国際法の諸問題」、二四頁。

(51) 同前、二五—二六頁。

(52) 松下は、共栄圏観念の生存権との関係を次のようにも強調している。「共栄圏は経済的には広域経済圏又は自立経済の単位であり、文化的には広域文化圏であり、国防的には広域国防空間であります。併し、国際法の観点から見る時、それらは凡て生存権の概念に還元されます。広域経済、広域文化、広域国防等凡て生存権を契機として考へ得る概念であります。」同前、二六—二七頁。

(53) 川原は「大東亜の本質」として極めて感覚的な説明を行っている。即ち、それは「八紘為宇の道義に基く共存共栄圏であることを指摘すれば十分」であり、「直截簡明、端的に、我々はこれだけでもよくその本質的性格を把握す

- ることができる」とするのである。同様に、彼は「一大家族の協力体」、「地政学的要件をも完備する運命的広域圏」、「隣組の大家族」といった表現も使用している。川原、前掲「大東亜の政治態勢成る」、二一三頁。更に、次の文献を見よ。金森徳次郎「大東亜共栄圏構成原理概観」『法律時報』一五卷（一九四三年）一二〇—一二四頁。
- (54) 寺嶋廣文「東亜国際法系の建設へ」『外交時報』九六卷四号（一九四〇年）七九頁。
- (55) 前原、前掲「指導国概念の国際法的構成」、一頁。
- (56) 前原、前掲「大東亜共栄圏の法的構成における現段階」、一五五—一五六頁。
- (57) 安井、前掲書、三頁。
- (58) 大平は、日本・満州と共に中国を「東亜共栄圏建設の中核」と位置付け、中国人が「従前の行きがかりに拘泥して、協力し来たらざる場合には、これを徹底的に指導」とするという。大平、前掲「大東亜共栄圏建設と支那問題」、一八—二〇頁。
- (59) 松下、前掲「大東亜国際法の基本問題」、二九—三〇頁。但し、松下の立場は、後述のように、他の論者に比較して、より論理的に展開されている。更に、寺嶋、前掲論文、八〇頁も見よ。
- (60) 酒井、前掲「戦後外交論の形成」、一三—一三三頁。
- (61) 松下、前掲「大東亜国際法の基本問題」、三一頁。
- (62) 前原、前掲「大東亜共栄圏の法的構成における現段階」、一四八—一四九頁。日華基本条約は、外務省（編）、前掲書、四六六—四七四頁に収められている。
- (63) 前原、前掲「戦後の世界組織」、四五—四六頁。
- (64) 松下、前掲「大東亜国際法の基本問題」、二九—三〇頁。松下は、「独立権」に関する議論において、次のような論理によって、近代国際法上の国家平等原則を否定する。「国際社会の如く未だ秩序の不完全なる社会に於て事実上の『能力』無き国家に法律上の能力を認めることは却つて其の国家の生存を脅威すること、ならないであらうか。」「国家の能力（権利能力及行為能力）は従来の国際法に於けるが如く一律平等的ではなく、個々の国家の個々の事項に関する個々の事実上の能力に応じて認めらるべきものと思はれるのである。」同前、三四頁。
- (65) 田畑、前掲「東亜共栄圏国際法への道」、二二—二二頁。

- (66) 安井、前掲書、二—三頁。
- (67) 大平、前掲書、一—二頁。
- (68) 前原、前掲「大東亜共栄圏の法的構成における現段階」。
- (69) 大平、前掲「大東亜宣言の基本精神」、三二—三五頁。
- (70) 大平、前掲「大東亜宣言に於ける自主独立の原則」、一八—二二頁。
- (71) 川上敬逸「共栄圏国際法思想の展開—国際法の日本の理解—」『外交時報』一〇七卷六号(一九四三年)一二頁。
- (72) 例えば、藤沢は「九ヶ国条約の中核たるスチムソン・ドクトリンが『偽国際法』であつて、我が惟神の大道が『真国際法』である」とする。藤沢、前掲論文、六七頁。
- (73) 松下、前掲「大東亜国際法の基本問題」、一二頁。
- (74) 同前。
- (75) 同前、二三頁。
- (76) 松下は「主体性論」を、日満間の関係に関連させつつ、他の論考でも論じている。「日満の間に締結されてをる条約は極めて特殊のものであり、従来の国際法の立場からは説明し得るものではありませんが、日満関係の実体は条約関係以上のものであり、従つてそれは大東亜の主体性に立脚せざる限り充分に説明し得ないものであります。大東亜の主体性を把握し、而してそれに立脚しない限り、我々は知らず知らずのうちに欧州的、若しくは欧米的立場、即ち非主体的立場に立つて事態を理解し、説明することになり、その結果却つて客観的真理を見失ふことになります。」松下、前掲「大東亜国際法の諸問題」、八—九頁。
- (77) 松下、前掲「大東亜国際法の基本問題」、二三頁。松下は、この「真の国際法」の理解に従うならば、国際法は本来唯一のものであつて「大東亜国際法」や「米州国際法」というような複数の国際法が存在を前提とするような修飾語は不要であるが、「従来の国際法観」が余りにも主体性を欠如したるに鑑みて其れを特に強調せんがため」にこのような表現を用いるとしている。同前。
- (78) 同前、二四—二五頁。更に、松下は、国際法上の生存権の本来の享有主体である「国家」の観念についても、国民の主体性の顕現である「国家意識」の重要性を次のように強調する。「『国家は』伝統を紐帯として結ばれた精神的

統一体である。国家は単なる個人の集合ではないが、個人の意識を離れた国家を考へることは出来ない。故に国家意識の欠如する、又は国家意識の薄弱なる個人によつて構成せられる国家は解体さるべきである。」同前、二六頁。

(79) 田畑、前掲「東亜共栄圏国際法への道」、一一―一二頁。

(80) 同前、一四頁。

(81) 同前、一五頁。

(82) 同前、一五―一六頁。そこではまた、近代国際法が前提とする国家が、啓蒙期自然法学の発見した近世的人間に対応する、何等の客観的な制約も認めず又何ものにも拘束されることのない、「自己自身の中へのみ理性を見出す平均的な国家であつた」との田畑の歴史認識が示され、「国際法関係はさうした国家の自由なる合意としてその抽象的一般的な形式に於て理解せられること、なつたのである」とされている。同前、一七―一八頁。

(83) 同前、二二頁。

(84) 同前。更に、「共栄圏国際法」はこのような「法理念の転換」を媒介したものでなければならぬこと、そして共栄圏内においても「過去の国際法法規」が採りいれられことはあつても、「そのやうな現象的に類似した法関係もその妥当性の根底が全く異なつてゐることを知らなければならない」ことなどが説かれている。同前、二二―二三頁。

(85) 安井、前掲書、二頁。

(86) 安井がドイツの理論を重視した背景には、「ドイツを中心とする欧州広域国際法は建設の途にいたばかりであるが、それは現代における世界史の転換と直接に結合してゐるものであり、更にドイツの立場と我が国のそれとの間には極めて深い関係があるから、我々はその動向に十分の注意を払はねばならぬ」という認識が存在している。同前。

(87) 安井は、「民族社会主義の国際法思想」を『法学協会雑誌』五九卷（一九四一年）一三一六―一三二九頁及び一四九七―一五二〇頁に「初期におけるナチス国際法思想の概観（一―二・完）」として発表しており、同論文に若干の改訂を加えて「大東亜国際法叢書」に収めている。

(88) この論考の原題等を安井は次のように記している。Friedrich Giese/Eberhard Menzel, *Vom deutschen Völkerrechtsdenken der Gegenwart* (Betrachtungen im Anschluss an ein völkerrechtliches Seminar der Universität Frankfurt am Main) (1938).

(89) 安井、前掲書、一五七―一五八頁。この議論の中で、「個々の法規範に本来当然にそれに帰すべき地位よりも高い地位が人為的に与えられる」ことも指摘されている。

(90) 同前、一五九―一六〇頁。

(91) 同前、一六一―一六四頁。

(92) 同前、一六四頁。

(93) 同前、一六四―一六五頁。

(94) 同前、一六五頁。

(95) 同前。

(96) 同前、一六五―一六七頁。

(97) このことは、松井芳郎が記している次の印象にも合致する。『大東亜国際法』に関する諸論文を読んで最初に感じたことは、そこには当初予想したような神懸かり的な超国家主義の言説は以外に少なく、大部分の論文は冷静な学問的議論を展開していたということである。」松井、前掲「グローバル化する世界における『普遍』と『地域』」、五八七頁。

(98) 日本政治史において戦中期に「共栄圏の名の下に原子論的国際政治論が批判される」とする評価(酒井、前掲「戦後外交論における理想主義と現実主義」、三四頁。)も、同様の問題意識に発するものであるう。

(99) 例えば、酒井は、安井郁の『欧州国際法の基礎理念』を、「戦間期国際法思想研究の頂点をなす極めて水準の高い作品」と評価する。酒井、前掲「戦後外交論の形成」、一二二頁。

(100) この点について、我々は現代の「ポストモダン現象」の亜流性を批判する長尾龍一の次の言葉を聞くべきであろう。「人類史の展望が暗転するなかで、シュミットやシュトラウスのような人物の著書が好んで読まれるのも『ポストモダン』現象の一環と言えよう。しかし、『ポストモダン』思想が最も成功したのがファシズムであり、ナチズムであったこと、現在の『ポストモダン』なるものは、その迫力の乏しい亜流であることは、記憶にとどめておいてよいであろう。」長尾龍一「政治哲学における『近代』―シュミット・シュトラウス・ケルゼン」『哲学と哲学史』(哲学の歴史別巻)(中央公論新社、二〇〇八年) 三三二頁。